

議案第16号

北九州市社会教育委員の委嘱について

北九州市社会教育委員を次のとおり委嘱する。

令和2年7月22日提出

北九州市教育委員会

教育長 田島 裕美

提案理由 北九州市社会教育委員条例（昭和38年北九州市条例第50号）第2条に基づき、委嘱している委員のうち1名の辞任に伴い、新たに後任の委員を委嘱する必要があるため、この案を提出する。

北九州市社会教育委員

新委員

氏 名	役 職 等
よしい ゆうこ 吉井 裕子	北九州市PTA協議会 副会長

(任期) 令和2年7月22日から令和3年8月28日まで

旧委員

氏 名	役 職 等
しみず よしえ 清水 良江	北九州市PTA協議会 副会長

北九州市社会教育委員について

1 社会教育委員とは

社会教育法第15条第1項及び北九州市社会教育委員条例第1条に基づき設置された附属機関。

その役割として、社会教育に関する諸計画の立案を行うほか、会議を開いて教育委員会の諮問に応ずるとともに、社会教育に関する意見を述べることとされている。

2 設置年月日

昭和38年2月

3 委員構成及び任期等

- ・委員定数は15人（条例第3条）
- ・委員の任期は2年（条例第4条）※令和元年8月29日～令和3年8月28日
- ・委員は教育委員会が委嘱（法第15条第2項）

4 会議開催回数

年3回程度開催

5 審議内容

- 当年度・次年度の社会教育関係主要事業について
- 社会教育関係団体への補助金交付について
- 「北九州市生涯学習推進計画《“学びの環”推進プラン》」にかかる施策・事務事業の進捗状況について
- 次期北九州市生涯学習推進計画の策定について

【改選前】
北九州市社会教育委員名簿

区分	氏名		備考
1	吉田 理恵	北九州市立小学校長会 代表	
2	善家 三知代	北九州市立中学校長会 代表	
3	中尾 美佐	北九州市婦人団体協議会 理事	
4	三好 孝	北九州市子ども会連合会 会長	副議長
5	和田 正人	北九州文化連盟 専務理事	
6	森川 壽人	北九州市スポーツ協会 理事	
7	宮本 和代	元福岡県社会教育委員	
8	高原 恵子	北九州市私立幼稚園連盟 理事	
9	清水 良江	北九州市PTA協議会 副会長	
10	中島 慎一	市議会議員	
11	藤元 聡美	市議会議員	
12	野依 智子	福岡女子大学 国際文理学部 教授	議長
13	山田 明	九州共立大学 スポーツ学部 教授	副議長
14	羽田野 隆士	北九州商工会議所 専務理事	
15	中西 智恵子	公募委員	

任 期 : 令和元年8月29日～令和3年8月28日

女性の参画率 15人中9人(60%)

【改選後】
北九州市社会教育委員名簿

区分	氏名		備考
1	吉田 理恵	北九州市立小学校長会 代表	
2	善家 三知代	北九州市立中学校長会 代表	
3	中尾 美佐	北九州市婦人団体協議会 理事	
4	三好 孝	北九州市子ども会連合会 会長	副議長
5	和田 正人	北九州文化連盟 専務理事	
6	森川 壽人	北九州市スポーツ協会 理事	
7	宮本 和代	元福岡県社会教育委員	
8	高原 恵子	北九州市私立幼稚園連盟 理事	
9	吉井 裕子	北九州市PTA協議会 副会長	
10	中島 慎一	市議会議員	
11	藤元 聡美	市議会議員	
12	野依 智子	福岡女子大学 国際文理学部 教授	議長
13	山田 明	九州共立大学 スポーツ学部 教授	副議長
14	羽田野 隆士	北九州商工会議所 専務理事	
15	中西 智恵子	公募委員	

任 期 : 令和元年8月29日～令和3年8月28日

女性の参画率 15人中9人(60%)

北九州市社会教育委員会議関連法規

社会教育法

(審議会等への諮問)

第13条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が審議会等（国家行政組織法（昭和三十二年法律第二十号）第八条に規定する機関をいう。第五十一条第三項において同じ。）で政令で定めるものの、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議の意見を聴いて行わなければならない。

(社会教育委員の構成)

第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。
2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

(社会教育委員の職務)

第17条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。
(1) 社会教育に関する諸計画を立案すること。
(2) 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
(3) 前2号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。
2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。
3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

(社会教育委員の委嘱の基準等)

第18条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

社会教育委員及び公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令

(社会教育委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準)

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第18条の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することとする。

北九州市社会教育委員会条例（平成27年7月3日公布、8月29日施行）

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第1項の規定により、市に社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。
第2条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから委嘱する。
第3条 委員の定数は、15人とする。
第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
第5条 委員は、その事情により、任期中であっても解嘱することができる。

北九州市社会教育委員会議規則

第1条 社会教育委員の会議には、委員の互選により、議長および副議長2人をおく。
第2条 議長および副議長の任期は1年とする。ただし、再選されることができる。
第3条 議長は、社会教育委員の会議を主宰する。
第4条 副議長は、議長を助け、議長に事故あるとき、または、議長が欠けたときは、その職務を行う。
第5条 委員の会議は、必要に応じて教育委員会がこれを招集する。
第6条 会議の招集は、開会の7日前までにこれを通知しなければならない。
第7条 教育委員会は、会議開催の日時、場所および会議に附議すべき事をあらかじめ通知しなければならない。
第8条 この規則に定めるもののほか、社会教育委員の会議に関し必要な事項は、別に定める。